

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 精神衛生法施行細則の一部改正
鳥取県会計規則の一部改正
- ◇告示 昭和二十七年十一月鳥取県告示第五百四十一号の一部改正
土地改良事業施行の認可
健康保険法の規定による保険薬剤師の登録
健康保険法の規定による保険医の登録
基準看護等の施設の變更承認
道路位置の指定

規則

精神衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十号

精神衛生法施行細則の一部を改正する規則

精神衛生法施行細則（昭和二十六年十二月鳥取県規則

第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「診察報告書」を「精神衛生鑑定書」に改める。

第四条各号列記以外の部分中「通知書」を削り、同条第五号を削る。

第五条各号列記以外の部分中「様式第九号」を「様式第八号」に改める。

第七条中「様式第十号」を「様式第九号」に改める。別表を次のように改める。

別表

患者等の所得税額の合算額		費用徴収月額
6,600円未満		0円
6,600円以上	11,040円未満	2,000円
11,040円以上	17,880円未満	2,500円
17,880円以上	25,680円未満	3,000円
25,680円以上	33,720円未満	3,500円
33,720円以上	42,000円未満	4,500円
42,000円以上	51,000円未満	5,500円
51,000円以上	62,520円未満	6,500円
62,520円以上	74,520円未満	7,500円
74,520円以上	87,120円未満	8,500円
87,120円以上	97,920円未満	10,500円
97,920円以上	112,320円未満	12,500円
112,320円以上	125,760円未満	14,500円
125,760円以上	139,200円未満	16,500円
139,200円以上		20,000円

備考

一 認定の原則

費用徴収額は、月額によつて決定するものとし、その額は、当該患者並びにその配偶者及び患者と生計を一にする絶対的扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹)の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合は、前々年分の所得税額。以下同じ。)を合算した額を基礎として、(別表により)認定した額とすること。ただし、措置入院患者についてはその入院に要した費用の額をこえてはならないこと。

二 認定の特例

次に掲げる場合には、それぞれ当該各項に定めるところによるものとする。

- 1 当該患者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法による保護を受けている場合には、費用徴収は行わないものとする。
- 2 同一世帯に二人以上の患者(当該患者について

は第一により認定した額が二、〇〇〇円以上である者に限る。)がいる場合には、これらの患者の費用徴収額は、これらの患者及びその世帯の世帯員のうちこれらの患者の配偶者又は絶対的扶養義務者である者の前年分の所得税額を合算した額を基礎として(別表により)認定した額をこれらの患者のそれぞれについて第一により認定した額に

応じこれらの患者に比例配分した額とすること。ただし、その額が第一により認定した額をこえるときは、第一により認定した額とすること。

3 月の途中で公費負担又は措置入院を開始し、又は終了する場合には、その月の自己負担額又は費用徴収額は第一又は第二の二により認定した額につき次により日割計算した額とすること。

4 災害等による所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には自己負担額は又は費用徴収額は、第一又は第二の二若しくは三により認定し

$$\frac{\text{自己負担額} - \text{認定額} \times \text{公費負担(措置入院)期間の日数}}{\text{費用徴収額}} = \text{認定額} \times \frac{\text{その月の無日数}}{\text{その月の無日数}}$$

た額の全部又は一部を減じた額とすることができ
ること。

様式第一号、様式第二号及び様式第三号を次のように
改め、様式第八号を削り、様式第九号を様式第八号とし
様式第十号を様式第九号とする。

様式第一号
受予第 号

診・察 依 頼 書

診 察 場 所	診 察 月 日	生 年 月 日	精神障害者(その疑いのある者)の住所・氏名	県	市	町	大字	番地
			昭大 和正 治					
病院、 患者宅								

精神衛生法第二十七条の規定によつて精神衛生の診察を
依頼する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 石 破 二 朗
精神衛生鑑定医 殿

精神衛生鑑定書

様式第二号

鑑定の場 合	被鑑定者の本籍	被鑑定者の出生地			被鑑定者に関する陳述書	氏名	年令	続柄	住所	
患氏 者名	男 女	明治 大正 昭和	年	月	日生	患職 者業				
(1) 1 主な精神障害	患者の住所		都道府県	郡市区	町村	(9) 鑑定上特に必要な場合の詳細記入欄(ただし、精神病質、パラフィア、好訴者、保護者の強い入院反対のある場合等、特に詳細なる鑑定上の記載が必要であつて、この欄が不足のときは別紙を添付する。)				
2 合併精神障害	保者 護 義務の	氏名、続柄	()			年	月	日頃		
3 合併身体疾患	住 所	都道府県	郡市区	町村	年	月	日頃			
(2) (生活歴及び発病前状況等)	A				(10) 特殊療法等 (A、Bとも該当 数字を○で囲む)	B (11) 医学的総合判定(措置、その他入院、入院外診療に関する)				
(3) (現病歴)	A				1 特殊薬物療法	1	判定 見込期間			
(発病 年 月) (初診 年 月 日) (入院 年 月 日)	A				2 インジュリン療法	2	I 要措置(措置入院中の患者の 場合は措置入院)	1 ()		
	A				3 けいれん療法	3	II 不要措置(措置入院中の患者の 場合は措置解除)	2 ()		
	A				4 持続睡眠療法	4	要入院医療	3 ()		
	A				5 熱療法	5	要入院外医療	4 ()		
	A				6 駆梅療法	6	医療不要			
	A				7 精神療法	7	(特に入院必要と判定したと) ()			
	A				8 作業療法	8	きはその要点を簡単に			
	A				9 その他	9				
(4) 問題行動	A	B	(5) 現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)			以上のおり診断する				
1 殺人 2 傷害 3 暴行 4 脅迫	I	I	I 抑うつ状態 (1 思考、運動制止 2 刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 その他())			年	月	日	1 鑑定として 鑑定医氏名() 病院長氏名	
5 自殺企図 6 自傷 7 破衣 8 不潔	II	II	II その状態 (1 行為心迫 2 多弁 3 感情昂揚刺激性 4 その他())			殿	医師所属施設名() 所在地() TEL() ()			
9 放火 10 ろろ火	III	III	III 幻覚妄想状態 (1 幻覚 2 妄想 3 他の思考障害)			(備考及び医師からの連絡欄)				
11 器物破壊	III	III	III 精神運動興奮及び昏迷状態 (1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他())			(行政庁における記載欄)				
12 窃盗 13 盗癖	V	V	V 意識障害 (1 せん妄 2 錯乱 3 もおそち 4 けいれん 5 精神(運 動)発作 6 不機嫌症 7 その他())			鑑 定 の 場 合	鑑 定 に 立 合 っ た (診 察 の) 場 所			
14 ぶじよく 15 強盗 16 恐かつ	VI	VI	VI 知能障害及び器質的欠陥状態 (1 白痴 2 痴愚 3 軽愚 4 痴呆)			年	鑑 定 に 立 合 っ た (診 察 の) 場 所			
17 無銭飲食 18 無賃乗車等	VII	VII	VII 分裂病等欠陥状態 (1 自閉 2 感情の鈍麻抑制 3 無為 4 その他())			月	鑑 定 に 立 合 っ た (診 察 の) 場 所			
19 はいかい 20 家宅侵入	VIII	VIII	VIII 人格の病的状態 (1 爆発 2 気分変動 3 不信 4 疑 5 顕礎 6 情性欠如 7 意志欠乏 8 抑うつ 9 自信欠乏 10 無力 11 その他())			日	鑑 定 に 立 合 っ た (診 察 の) 場 所			
21 性的異状 22 風俗犯的行動	IX	IX	IX 性的異常行動 (1 サディズム 2 マゾヒズム 3 フェティシズム 4 その他())			時	鑑 定 に 立 合 っ た (診 察 の) 場 所			
23 無断離院	X	X	X 嗜癖及び中毒状態 (1 中毒症状 2 病的酩酊 3 嗜癖 4 その他())			分	鑑 定 に 立 合 っ た (診 察 の) 場 所			
24 その他()	XI	XI	XI その他()			年	鑑 定 に 立 合 っ た (診 察 の) 場 所			
(6) 身体症状	1 失禁 2 麻痺(全、片) 3 言語障害 4 瞳孔異常 5 梅毒反応(血液、リコ ール) 6 錐体外路障害 7 その他()			精神衛生吏員						
精特及 殊指 科護 導	(7) 要注意必要度	1 常に嚴重な注意 2 随時一応の注意 3 殆んど不要			時 分 年 月 日					
	(8) 日常生活の介 助指導必要度	1 極めて手数のかかる介助 2 比較的簡単な介助と指導 3 生活指導を要する 4 指導の要がない			分 時 年 月 日					

別紙添付の場合のノリツケ部分

記入上の注意事項

(2)にこだわらないで現病歴については、各スペースの

紅淡色とする。

背面今日

(10)の特
殊療法等
ではAは
現在まで
の治療、
Bは今予
定を意味
すること。
一般に該
当の算用
数字を○
で囲むこ
と。一
般に該当
の算用数
字を○で
囲み、各
行動種別
の算用数
字

(第3種郵便物認)

様式第三号

鳥取県指令受予第

号

入院命令書

住所

氏名

年 月 日生

右の者に対し、精神衛生法第二十九条第一項によつて治療並びに保護のため、左記により 病院に入院を命ずる。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保護義務者

記

一 病 名

二 入院年月日 昭和 年 月 日

三 入院費用の徴収 世帯調査、所得証明書提出後決定通知する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十一号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中第四項を第五項とし、第三項を削り、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の規定により出納長又は出納員が領収済報告書を受理したときは、出納員又は分任出納員が現金庫に払込みした現金の引継ぎがあつたものとみなす。

4 第二項の規定により処理した出納員又は分任出納員は、現金領収証書原符及び現金出納簿（様式第七

十八号) について毎月一回以上収支命令者及び出納長又は出納員の検閲を受けなければならない。
第五十九条の次に次の一条を加える。

(本庁及び解又は解相互間の支払)

第五十九条の二 出納長又は出納員が、本庁及び解又は解相互間で歳入に振替を要する支払をするため、所属県金庫に交付する支払通知(様式第二十四号)には、振替先の収支命令者を受取人とし、歳入に振替を要する旨を記載の上、別に所属外収入振替通知書(様式第三十号)を添付しなければならない。但し、納額告知書により歳入に振替を要する支払をするときは、所属外収入振替通知書の添付を要しない。

第六十七条第二項中「前項」の次に「及び第七十一条を加える。」

第七十一条を次のように改める。

(本庁及び解又は解相互間の振替手続)

第七十一条 県金庫は、第五十九条の二の規定により本庁又は他の解に収入振替を要する支払通知(様式第二

十四号)を受けたときは、振替受払の手続をなし、支払通知を発した出納長又は出納員に支払通知領収証書(様式第四十号)を送付し、指定県金庫には所属外収入振替通知書(様式第三十号)を接続のままこれに振替納金領収済通知書(様式第十四号)を添えて送付しなければならない。但し、第五十九条の二但し書の規定による場合その他県金庫の整理については第四十二条による収入振替の規定を準用する。

第一百四十八条第一項中「生産収穫物品引継簿」を「生産収穫物品引継(報告、処分)書」に改める。

別表一中

- 「種 畜 場
- 農業試験場
- 果樹試験場
- 工業試験場
- 水産試験場

分場等で取扱う収入金を現金で受領し、及び領収証書を発行する事務並びに分場等で生産又は収穫した物品の出納保管事務

- 「畜産試験場
- 農業試験場
- 果樹試験場
- 工業試験場
- 水産試験場

分場等で取扱う収入金を現金で受領し、領収証書を発行する事務及び分場等で生産又は収穫した物品の出納保管にかかるとする事務

「物産館 委託販売物の出納保管事務」

委託販売物の出納保管事務並びに委託者に対する支払事務

に改める。

鳥取県会計規則附属様式中

「第三十号削除」を「第三十号所属外収入振替通知書」に、「第五十七号生産収穫物品引継簿(生産収穫主任)」を「第五十七号生産収穫物品引継(報告、処分)書」

(生産収穫主任)に改める。

様式第二十四号中備考4の次に、

「5本庁又は他の解に収入振替を要する支払をしようとするときは、年度下の「支払場所」に「振替先庁解名」「同年度歳入、会計名」と二行に分記すること。」を加え、以下順次繰り下げる。

様式第三十号を次のように改める。

01100

夕												
夜												
朝												
計												

様式第六十一号中「物品出納簿(動物、消耗品、郵便切手類、)を「物品出納簿(消耗品、郵便切手類、)」とみなす。」「(原材料、生産品、収獲品の部)」を「物品出納簿(原材料の部)」とみなす。」「(原材料、生産品、収獲品の部)」を「物品出納簿(原材料の部)」とみなす。

(品名) 生産収獲物品出納簿

受	入	払				出				差引残高	備	考		
		売却	却	転	用	魔	その	計	他					
月	日	数	量	月	日	数	量	月	日	数	量	計		

動物出納簿

月	日	性	別	成		畜		養		畜		合	計	摘	要
				受	払	残	費	受	払	残					

00001

備考 1 畜種ごととに口座を設けること。
 2 幼畜は、繁殖適期までのもので、その時期を経過したものは、幼畜から(払)成畜(受)に組み替えること。
 様式第七十八号の備考中「受、払及び」を記す。
 様式第九十一号を次のように改める。
 様式第九十一号 支出振替金内訳簿

年	月	日	摘	要	他金庫から送金案内受領額		自、他金庫へ送金案内		払	出	額	差	引	残	額	支	払	未	済	額	
					額	内	額	内													

備考 1 総括及び各金庫ごととに口座を設け登記し、月計果計を附するものとする。
 2 差引残額欄は「自、他金庫へ送金案内」と「払出額」の差引額を記入するものとし、払出額の多いときは朱書する。
 3 支払未済額欄は「他金庫から送金案内受領額」と「払出額」の差引額を記入する。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第五十七号、様式第六十二号、様式第七十八号及び様式第九十一号の改正規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第二百二十九号

昭和二十七年十一月鳥取県告示第五百四十一号(木炭移出証票の様式及び表示の方法について)の一部を次のように改正し、昭和二十七年六月一日から施行する。

昭和二十七年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一、移出証票の様式中「横五・五センチメートル」を「横五センチメートル」に「縁色の模様」を「朱色の模様」に改める。

二、右に押なつするスタンプの様式中「円の直径四センチメートル」を「円の直径三・五センチメートル」に、「肉色黒紫又は藍」を「スタンプの色は朱又はこれに類する色とする。」に改め、不合格の木炭の場合の様式を削る。

鳥取県告示第二百三十号

昭和二十七年二月二十二日付けで北条砂丘土地改良区

から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業(畑地かんがい)については、審査の結果その計画を適當と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八條の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和二十七年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

縦覧期間

昭和二十七年四月二十四日から二十日間とする。

縦覧場所

東伯郡北条町大字弓原

北条砂丘土地改良区事務所

鳥取県告示二百三十一号

健康保険法(大正十一年法律七十号)第四十三ノ五第一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及

び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和二十七年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の 登録年月日
谷口 明春 倉吉市瀬崎町 鳥薬二三五 昭和二十七年四月十三日

鳥取県告示第二百三十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和二十七年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の 登録年月日
永見 実 鳥取市吉方 鳥医九二三 昭和二十七年四月十三日

鳥取県告示第二百三十二号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和三十三年六月厚生省告示第七十七号)に基づく基準看護、基準給食施設として、次のとおり承認した。

昭和二十七年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施設	名称	所在地	基準看護	基準給食	採用
鳥取県立中央病院	鳥取市吉方二六五	看第四号	一般六病棟 二六四病棟 一病棟 五六床	食第二号	七病棟 三二〇床
			対 象	対 象	表
			承認番号	承認年月日	点数表

